

**屋根修繕等の住宅リフォームを行う訪問販売業者に対する
業務停止命令（3か月）について**

埼玉県は、本日、屋根修繕等の住宅リフォームに関する役務提供を行う訪問販売業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分（業務停止命令3か月）を行いました。

この事業者は、消費者宅を訪問し、屋根修繕等の契約締結を目的としているにもかかわらず、「屋根と床一式を5,000円で点検します。」などと言って、その目的を明らかにしないで勧誘していました。

また、この事業者は、「瓦の部分が崩れていたのが分かりました。」と消費者が契約を必要とする事情などに関して、不実のことを告げる行為をしていました。

認定した違反行為は、下記の通り(1)勧誘目的等不明示、(2)再勧誘の禁止、(3)契約書面記載不備、(4)不実告知の4つです。

なお、この事案は本県と群馬県が連携し、合同で調査を行い、同時に処分を行ったものです。

●行政処分の概要**1 被処分事業者**

商号 株式会社匡健
所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町4丁目2番5号 石川ビル2F202号室
設立 平成28年7月28日
代表者 佐々木 拓也（ささき たくや）
業態 訪問販売（屋根修繕等の住宅リフォーム）

2 処分の内容

業務停止命令 3か月（平成30年8月1日から10月31日まで）

3 違反行為の内容**(1) 勧誘目的等不明示（特定商取引法第3条、旧法第3条）**

事業者は、消費者宅を訪問した際に、屋根葺き替え工事等の役務提供契約の締結を目的としているにもかかわらず、「屋根と床一式を5,000円で点検します。」などと勧誘し、勧誘する目的を明らかにしていませんでした。

(2) 再勧誘の禁止（旧法第3条の2）

事業者は、当該役務提供契約を明確に断った消費者に対し、「私を信用して下さい。」「太陽光パネルの洗浄だけですから。」などと何度も勧めて契約を迫りました。

(3) 契約書面記載不備（特定商取引法第5条、旧法第5条）

事業者は、当該役務提供契約を締結した消費者に対し、代金支払方法や分割払いの際の分割回数、各回ごとの受領金額及び契約担当者氏名の記載をしていない書面を交付していました。

(4) 不実告知（特定商取引法第6条第1項第6号、旧法第6条第1項第7号）

事業者は、消費者に対し、屋根瓦が崩れていないのに「お宅の屋根を見たところ、瓦の部分が崩れていたのが分かりました。」などと告げ、消費者が当該役務提供契約を必要とする事情に関して不実のことを告げていました。

また、事業者は、消費者に対し、太陽光パネルに汚損がないのに「太陽光パネルを洗浄すれば発電量も上がります。」などと告げ、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項に関して不実のことを告げていました。

4 今後の対応

特定商取引法に基づく命令に違反した場合には、同法第70条及び第74条の規定により、法人が3億円以下の罰金に、違反行為者が3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることがあります。

※なお、当資料で記載している「旧法」は、平成29年12月1日に施行された特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律のことです。